

真宗から見た祈り

普賢保之

(龍谷大学)

一

平成十四年十二月の毎日新聞紙上に、浄土真宗本願寺派が祈りを肯定したかのような記事が掲載されたのを契機に、浄土真宗の教義の上で祈りが肯定されているかどうかが議論されてきた。そこで本稿では、親鸞が祈りをどのように捉えていたかを、祈りという語の用例を見ながら検証していきたいと思う。

親鸞が祈りに直接言及した箇所は、「高僧和讃」善導讃と性信宛の消息二通だけである。数少ない用例の中でも、祈りが肯定的に使われているように見えるものと、否定的に使われているように思われる箇所とがある。「高僧和讃」善導讃は、祈りが否定的に使われているように思われる箇所である。また性信宛の御消息は、祈りを肯定的に用いているようにも見える内容となっている。こうした親鸞の祈りに関する用例を順次検証し、親鸞が祈りをどのように捉えていたかを見ていきたいと思う。

二

まず「高僧和讃」善導讃（真聖全二、五〇九頁）には、

仏号むねと修すれども 現世をいのる行者をば

これも雑修となづけてぞ 千中無一ときらはるる

とあって、祈りは否定的に用いられている。この和讃は直前にある

助正ならべて修するをば すなはち雑修となづけたり

一心をえざるひとなれば 仏恩報ずるころなし

という和讃を受けたもので、「助正ならべて修するをば」の和讃では助正兼行、つまり五正行中第四の称名と、前三後一の助業とを並べ修することを雑修とするのに対し、「仏号むねと修すれども」の和讃では、念仏一つを修するとはいつでも、現世を「いのる」ことを目的として称するような念仏も、前三後一の助業と一緒に修することと同じく、雑修であるとしていることから、「いのり」を否定的に用いた用法と言えるであろう。

三

続いて建長七年（一二五五）七月九日以降、認められたものと推定される「御消息集」（広本）第十三通に祈りという用語が出ている。この「御消息」は、念仏訴訟の解決を喜び、性信へ宛てて念仏を謗る人々のために念仏するようにと勧めた内容の消息である。まず全文を紹介し、検討を加えていきたいと思います。

くだらせたまひてのち、なにごとか候ふらん。この源藤四郎殿におもはざるにあひまゐらせて候ふ。便のうれしさに申し候ふ。そののちにごとか候ふ。

念仏の訴へのこと、しづまりて候ふよし、かたがたよりうけたまはり候へば、うれしうこそ候へ。いまはよく念仏もひろまり候はんずらんとよろこびいりて候ふ。

これにつけても御身の料はいまだまらせたまひたり。念仏を御ころにいらてつねに申して、念仏そしらんひとびと、この世・のちの世までのことを、いのりあはせたまふべく候ふ。御身^②どもの料は、御念仏はいまはなにかはせさせたまふべき。ただひがうたる世のひとびとをいのり、弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば、仏の御恩を報じまゐらせたまふになり候ふべし。よくよく御ころにいらて申しあはせたまふべく候ふ。

聖人（源空）の二十五日の御念仏も、詮するところは、かやうの邪見のものをたすけん料にこそ、申しあはせたまへと申すことにて候へば、よくよく念仏そしらんひとをたすかれとおぼしめして、念仏しあはせたまふべく候ふ。

またなにごとくも、度々便には申し候ひき。源藤四郎殿の便にうれしうて申し候ふ。あなかしこ、あなかしこ。入西御坊のかたへも申したう候へども、おなじことなれば、このやうをつたへたまふべく候ふ。あなかしこ、あなかしこ。

親鸞

性信御坊へ

（真聖全二、七一〇頁）

本文中傍線②の文章では、性信の往生はすでに治定しているのであるから、念仏はこれ以上自身の往生のためには

必要ないことが述べられている。この②の文と①の文との内容の整合性という観点から考えるならば、①の「念仏そしらんひとびと」の「この世・のちの世までのこと」を「いのる」その内容とは、当然往生念仏に関連するものと推測される。

また③の「ひがうたる世のひとびと」とは①の「念仏そしらんひとびと」と同じ意味で使用されていると思われる。それから③で注目すべきは、「弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば」という言葉である。この言葉は①の「念仏そしらんひとびと、この世・のちの世までのこと」を、いのりあはせたまふべく候ふ」と重なる言葉であり、「この世・のちの世までのこと」をいのりあはせたまふ」具体的内容を示したものと見ることができるのではなからうか。

次に③と④との文を比較してみると、③の「ひがうたる世のひとびと」と④の「かやうの邪見のもの」「念仏そしらんひと」とは同じ意味で使われているのであろう。また同じく③の「弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば」という文と、④の「たすけん料にこそ」「たすかれとおぼしめして」も同意と見て差し支えはないのではなからうか。つまり、この消息の中では同様の内容が三回にわたり言い換えられているのではなからうか。これを整理すると、次のようになる。

(イ) 誰に対して念仏するのか

「念仏そしらんひとびと」|| 「ただひがうたる世のひとびと」|| 「かやうの邪見のもの」|| 「念仏そしらんひと」

←

往生治定後に念仏する目的は、念仏彈圧した人々（間違った人々）のためである。

(ロ) 何を、何と、何のために

「この世・のちの世までのことを」|| 「弥陀の御ちかひにいれと」|| 「たすけん料に」|| 「たすかれと」

(ハ) 往生治定後の念仏者の心持ち

「いのり」|| 「おぼしめしあはば」|| 「おぼしめして」

要するにこの消息は、往生治定後の念仏者に対して、念仏を誘う人々のために念仏するようにと勧めたものであるが、その中で往生治定後の念仏者がどのような心持ちで念仏するべきかを、三箇所において表現を変えながら繰り返して述べられているのである。その内容が最も具体的に示されているのは、(ロ)の「弥陀の御ちかひにいれと」であろう。その他の文言も文脈から、「弥陀の御ちかひにいれと」という文と同質の内容と見ることができるとはなからうか。つまり「いのり」が意味するものは、「弥陀の誓いに入れ」ということであり、現世での利益を指す言葉でないことは勿論である。また「いのりあはせたまふべく候ふ」↓「いのり」↓「おぼしめして」と言い換えられている点にも注目すべきである。つまり「いのり」という言葉は、「おぼしめして」と言い換えられる語として使用されているのである。

また「御消息」(広本)第九通の内容とも比較してみると、第九通には

この世のならひにて念仏をさまたげんひとは、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそ候はめ、とかく申すべきにあらず。念仏せんひととは、かのさまたげをなさんひとをばあはれみをなし、不便におもうて、念仏をもねんごろに申して、さまたげなさんを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるきひとは申され候ひしか。よくよく御たづねあるべきことなり。(真聖全二、七〇一頁)

とあり、先程の第十三通と重ねてみると、「いのり」という言葉は、この第九通の「あはれみをなし、不便におもう

て」という言葉とも、言い換えられる意味をもった言葉と思われるのである。

この第十三通では性信に対して、念仏を弾圧する者たちに報復してはならないという親鸞の配慮が窺われる。念仏者を弾圧するということは、権力者にはありがちなことだから、弾圧者を恨むことなく、念仏に弾圧を加える人々に対しても、念仏の世界へ入るようにと思ひ召しながら（Ⅱいのり）念仏せよ、と説いているのではないかと思われるのである。

また「いのり」という語は、念仏者の往生治定後の行為として使用されていることにも留意すべきであろう。

親鸞は往生治定後の念仏者の称える念仏の意義について、「御消息集」（広本）第八通に次のように示している。

一念のほかにあまるところの念仏は、十方の衆生に回向すべしと候ふも、さるべきことにて候ふべし。十方の衆生に回向すればとて、二念・三念せんは往生にあしきこととおぼしめされ候はば、ひがことにて候ふべし。（真聖全二、六九八頁）

ここには念仏者が称える往生治定後の念仏をもって、十方衆生に差し向けるものであるとの認識が示されている。十方衆生に念仏を差し向けるというのは、念仏が浄土往生の因となるからである。十方衆生とある以上、念仏の弾圧者に対しても同様に差し向けることになる。その際の念仏者の心持ちを示しているのが、「この世・のちの世までのことを、いのりあはせたまふべく候ふ」「弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば」等の言葉ではなかるうか。

四

続いて「御消息集」（広本）第七通について検討を試みたいと思う。この御消息は、建長七年（一二五五、聖人八三

歳頃のものゝと推定され、鎌倉での念仏訴訟を伝えた性信の書状に対する返書である。念仏弾圧がようやくおさまリ、性信の対処の仕方を親鸞が喜んでゐる様子が窺われる。全文を紹介し順次検討を加えていくこととする。

六月一日の御文、くはしくみ候ひぬ。さては、鎌倉にての御訴へのやうは、おろおろうけたまはりて候ふ。この御文にたがはずうけたまはりて候ひしに、別のことはよも候はじとおもひ候ひしに、御くだりうれしく候ふ。

おほかたはこの訴へのやうは、御身ひとりのことにはあらず候ふ。すべて浄土の念仏者のことなり。このやうは、故聖人（源空）の御とき、この身どものやうやうに申され候ひしことなり。こともあたらしき訴へにても候はず。性信坊ひとりの沙汰あるべきことにはあらず。念仏申さんひとは、みなおなじところに御沙汰あるべきことなり。御身をわらひまうすべきことにはあらず候ふべし。念仏者のものにこころえぬは、性信坊のとがに申しなされんは、きはまれるひがことに候ふべし。念仏申さんひとは、性信坊のかたうどにこそなりあはせたまふべけれ。母・姉・妹などやうやうに申さるることは、ふるごとにて候ふ。さればとて、念仏をとどめられ候ひしが、世に曲事のおこり候ひしかば、それにつけても念仏をふかくたのみて、世のいのりに、ここにいれて、申しあはせたまふべしとぞおぼえ候ふ。

御文のやう、おほかたの陳状、よく御はからひども候ひけり。うれしく候ふ。詮じ候ふところは、御身にきかず念仏申さんひとびとは、わが御身の料はおほしめさずとも、朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたまひ候はば、めでたう候ふべし。往生を不定におほしめさんひとは、まつわが身の往生をおほしめして、御念仏候ふべし。わが身の往生一定とおほしめさんひとは、仏の御恩をおほしめさんに、御報恩のために御念仏ここにいれて申して、世のなか安穩なれ、仏法ひろまれとおほしめすべしとぞ、おぼえ候ふ。よくよく御案候ふべし。

このほかは別の御はからひあるべしとおぼえず候ふ。

なほなほ、疾く御くだりの候ふこそ、うれしう候へ。よくよく御ころにいて、往生一定とおもひさだめられ候ひなば、仏の御恩をおぼしめさんには、異事は候ふべからず。御念仏をころにいて申させたまふべしとおぼえ候ふ。あなかしこ、あなかしこ。

七月九日

親鸞

性信御坊

（真聖全二、六九六頁）

⑤の一文だけでは「世のいのり」が示す内容は不明である。しかし⑥では前の文章を受けて「詮じ候ふところは」（要するに）とあるのであるから、「世のいのり」の内容が⑥の文章の中で具体的に明かされていることになる。それは「朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたまひ候はば」という言葉である。また⑧では「わが身の往生一定とおぼしめさんとは、仏の御恩をおぼしめさんに、御報恩のために御念仏ころにいて申して、世のなかな安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめすべしとぞ、おぼえ候ふ」とあり、⑥の「朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたま」うことを⑧では「御念仏ころにいて申して、世のなかな安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめすべしとぞ、おぼえ候ふ」と言い換えている。そうすると、⑤「世のいのり」⑥「朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたま」うこと⑧「世のなかな安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめす」ということになる。

またこの部分⑤「世のいのり」⑥「朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたま」うこと⑧「世のなかな安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめす」は、同じ性信宛の第十三通の次の部分と文言は違うが、意味としては重なるのではなからうか。

①「念仏を御ころにいれてつねに申して、念仏そしらんひとびと、この世・のちの世までのことを、いのりあはせたまふべく候ふ」

③「ただひがうたる世のひとびとをいのり、弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば」

④「よくよく念仏そしらんひとをたすかれとおぼしめして、念仏しあはせたまふべく候ふ」

第十三通でも見たように、最もその内容がはっきりと読みとれるのは、③の「弥陀の御ちかひにいれ」という部分である。するとその他の文言も「弥陀の御ちかひにいれ」と同質の内容を明かしていると見て問題はないのだから、つまり、第十三通においては「いのり」の内容は、「弥陀の誓いに入れ」ということであった。第七通も第十三通も同じ性信宛の消息であり、同じ問題を取り扱った消息であることを考えるならば、上に示した三つの文言の内容も第十三通と同質のものと考えられる。対象は念仏を誇る弾圧者であり、往生治定した念仏者は報恩の心持ちから、「弥陀の御ちかひにいれ」と念仏するよう勧める内容である。それをそれぞれ三つの表現をもって記したものと見る事ができよう。

また「朝家の御ため」「国民のため」の「ため」とはどのような内容を指しているものであろうか。「恵信尼消息」には、

善信の御房（親鸞）、寛喜三年四月十四日午の時ばかりより、かぎ心地すこしおぼえて、その夕さりより臥して大事におはしますに、腰・膝をも打たせず、てんせい看病人をもよせず、ただ音もせずして臥しておはしませば、御身をさぐればあたたかなること火のごとし。頭のうたせたまふこともなのめならず。

さて、臥して四日と申すあか月、くるしきに、「まはさてあらん」と仰せらるれば、「なにごとぞ、たはごとと

かや申すことか」と申せば、「たはごとにもなし。臥して二日と申す日より、『大経』をよむことひまもなし。たまたま目をふさげば、経の文字の一字も残らず、きららかにつぶさにみゆるなり。さて、これこそころえぬことなれ。念仏の信心よりほかにはなにごとか心にかかるべきと思ひて、よくよく案じてみれば、この十七八年がそのかみ、げにげにしく三部経を千部よみて、すざう利益のためにとてよみはじめてありしを、これはなにごとぞ、へ自信教人信難中転更難（礼讃）とて、みづから信じ、人を教へて信ぜしむること、まことの仏恩を報ひたてまつるものと信じながら、名号のほかにはなにごとの不足にて、かならず経をよまんとするやと、思ひかへしてよまざりしことの、さればなほすこし残るところのありけるや。人の執心、自力のしんは、よくよく思慮あるべしとおもひなしてのちは、経よむことはとどまりぬ。（真聖全五、一〇一頁）

とあって、寛喜三年四月十四日、風邪気味で夕方から床に伏していた親鸞に、恵信尼が声を掛けると「寝込んで二日目から、目を閉じると大経の文字が一字も残らずはつきりと見えてくるが、これは納得できないことである。念仏の信心以外には何も必要としないのにも思ひながら考えてみると、十七・八年前に三部経を千部読んで衆生利益をしようとして読み始めたことがあったが、これはなにごとかと思ひ、善導の『往生礼讃』にへ自信教人信難中転更難と示されてあるように、自ら本願の法を聞き、他の人々に本願の教えを伝えていくことが、本当に仏恩に報いることであると分かっていながら、どうして念仏（信心）以外に、経を読もうとするのかと思ひ返して三部経千部読誦を止めた」と恵信尼に語ったことが記されている。

「御消息」の内容とこの「恵信尼消息」の内容を参考にすれば、「ため」の内容は「朝家」「国民」の現世での繁栄のためといった内容ではなく、「朝家、国民を弥陀の誓いに導き入れるため」と解することが妥当なのではなからう

か。

五

ここまで親鸞が「祈り」という語を用いた箇所について、その用例を中心に検証を試みてきた。親鸞は「高僧和讃」善導讃では、祈りを否定していることは明らかである。また性信宛の「御消息」第十三通では、往生治定後の念仏者に対して、念仏を誇る人々のために念仏することを勧めており、どのような心持ちで念仏するかについて、三箇所にわたり表現を変えながら繰り返し述べられていたのである。その中で「祈り」が意味するものは、「弥陀の誓いに入れ」ということであつた。さらに親鸞においては「祈り」という言葉は、「おぼしめして」と言い換えられる語でもあつた。第七通についても第十三通と同じ性信宛の消息であり、同じ鎌倉での念仏訴訟を取り扱った消息であることを考えるならば、「世のいのり」、「朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたま」うこと、「世のなか安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめす」内容は、念仏を誇る弾圧者に対して、往生治定後の念仏者は報恩の心持ちから、「弥陀の御ちかひにいれと」念仏するよう勧める内容と同義であると解することができる。「祈り」と言っても様々な概念を含む言葉であるから、親鸞の上で「祈り」を問題にする場合には、親鸞の用例をしっかりと踏まえた上で議論する必要があると思われる。

